

入港前手続様式記載要領

入港前手続様式について

入港前手続様式は、

- ・ 港則法第23条第1項に基づき港長に対して行う危険物荷役許可申請
- ・ 同法第5条第2項、第3項又は第22条に基づき港長に対して行う停泊場所指定願
- ・ 同法第7条第1項に基づき港長に対して行う移動許可申請
- ・ 港湾管理者に対する係留施設使用許可申請
- ・ 船舶油濁等損害賠償保障法第58条に基づき地方運輸局に対して行う保障契約情報の通報
- ・ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき海上保安官署の長に対して行う船舶保安情報の通報

の手続の際、用いることができます。

その他、入港前手続様式への記載に当たっては、同様式の注意書き及び本記載要領に従い行ってください。

様式の各項目の記載方法

1. 申請者等

① 船長氏名

危険物荷役許可申請、停泊場所指定願、移動許可申請及び船舶保安情報の通報の際、記載してください。

② 申請者名

係留施設使用許可申請、危険物荷役許可申請、停泊場所指定願、移動許可申請及び船舶保安情報の通報の際、記載してください。

船舶保安情報の通報については、代理店による代理通報の場合は、その担当責任者の氏名を記載してください。

危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請については、氏名を記載し、押印をするか、又は、署名してください。

③ 申請者住所

係留施設使用許可申請、危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請の際、記載してください。

④ 担当者名・連絡先

係留施設使用許可申請、危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請の際、代理店の担当者名及び電話番号を記載してください。

⑤ 外航・内航

係留施設使用許可申請の際、該当するものを○印で囲んでください。

2. 船舶基本情報

① 船名

各手続の際、記載してください。

② I M O 番号（又は船舶番号・漁船登録番号）

危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請の際、信号符字を有しない船舶のみ船舶国籍証書に記載された船舶番号を記載してください。

船舶保安情報の通報の際、I M O 番号又は漁船登録番号を記載してください。

保障契約情報の通報の際、I M O 番号及び日本船舶においては船舶番号を記載してください。

③ 船種

危険物荷役許可申請、停泊場所指定願、移動許可申請、係留施設使用許可申請又は船舶保安情報の通報の際、【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】と【汽船・機船・機帆船・その他】のうちから、それぞれ1つずつ該当するものを選択し、○印で囲んでください。

④ 国籍

各手続の際、記載してください。

⑤ 船籍港

船舶保安情報の通報又は保障契約情報の通報の際、記載してください。

⑥ 総トン数

危険物荷役許可申請、停泊場所指定願、移動許可申請、係留施設使用許可申請又は船舶保安情報の通報の際、船舶国籍証書に記載されている総トン数を記載してください。

⑦ 国際総トン数

危険物荷役許可申請、停泊場所指定願、移動許可申請、係留施設使用許可申請又は保障契約情報の通報の際、国際トン数証書に記載されている総トン数を記載してください。

⑧ 重量トン数

危険物荷役許可申請、停泊場所指定願、移動許可申請又は係留施設使用許可申請の際、記載してください。

⑨ 全長

危険物荷役許可申請、停泊場所指定願、移動許可申請又は係留施設使用許可申請の際、船舶の全長をメートル単位で記載してください。

⑩ 呼出符号（信号符字）

各手続の際、記載してください。

⑪ 船舶電話番号、インマルサット電話番号、F A X 番号その他連絡方法

船舶保安情報の通報又は保障契約情報の通報の際、船舶の船舶電話番号、インマルサット電話番号及びF A X 番号を記載してください。

いずれもない場合は、その他の連絡方法を記載してください。

3. 船主等情報

① 船主名（所有者名）・住所・電話番号又はF A X 番号

船舶保安情報の通報又は保障契約情報の通報の際、船舶の所有者の名前、住所及び電話番号を記載してください。

電話の他にF A X があれば、F A X 番号を記載してください。

② 運航者名・住所・電話番号又はF A X 番号（運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はF A X 番号を併記すること）

係留施設使用許可申請、船舶保安情報の通報又は保障契約情報の通報の際、船舶の運航者の名前、住所及び電話番号を記載してください。

電話の他にFAXがあれば、FAX番号を記載してください。

③ 代理人（店）名・住所・電話番号又はFAX番号

各手続の際、船舶の代理人又は代理店の名前（名称）、住所及び電話番号を記載してください。電話の他にFAXがあれば、FAX番号を記載してください。

危険物荷役許可申請、停泊場所指定願、移動許可申請の際、代理店が設定されていない場合は運行者の名称及び住所を記載してください。

4. 入港情報

① 入港予定港名

各手続の際、今回、船舶が入港する港名を記載してください。

② 入港予定日時

各手続の際、船舶が港内においてびよう泊する日時又は係留する日時のいずれか早い方の日時を記載してください。

③ 停泊目的

停泊場所指定願の際、記載してください。

④ 希望びよう泊場所

停泊場所指定願の際、記載してください。

⑤ びよう泊予定期間

停泊場所指定願の際、記載してください。

⑥ 係留施設（希望船席）名称・場所（コード）

係留施設使用許可申請、危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び船舶保安情報の通報の際、記載してください。

⑦ 着岸（予定）日時

係留施設使用許可申請、危険物荷役許可申請及び停泊場所指定願の際、記載してください。

⑧ 離岸（予定）日時

係留施設使用許可申請、危険物荷役許可申請及び停泊場所指定願の際、記載してください。

⑨ 移動前停泊場所

移動許可申請、係留施設使用許可申請の際、記載してください。

⑩ 移動後停泊場所

移動許可申請、係留施設使用許可申請の際、記載してください。

⑪ 移動理由

移動許可申請の際、記載してください。

⑫ 移動予定日時

移動許可申請、係留施設使用許可申請の際、記載してください。

⑬ 移動後停泊予定期間

移動許可申請、係留施設使用許可申請の際、記載してください。

⑭ 運航区分

係留施設使用許可申請の際、該当するものを○印で囲んでください。

⑮ 着岸舷側

係留施設使用許可申請の際、該当するものを○印で囲んでください。

⑯ (被) 接舷船名

係留施設使用許可申請の際、記載してください。

⑰ 最大喫水 (入港から出港まで)

係留施設使用許可申請、危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請の際、入港中の最大喫水を記載してください。

5. 航海情報

① 航路名

係留施設使用許可申請の際、船舶の航路名を記載するとともに、【優先指定・定期・不定期】のうち、該当するものを○印で囲んでください。

② 仕出港

係留施設使用許可申請の際、記載してください。

③ 前港

係留施設使用許可申請の際、記載してください。

④ 次港

係留施設使用許可申請の際、記載してください。

⑤ 仕向港

係留施設使用許可申請の際、記載してください。

⑥ 特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻

保障契約情報の通報及び船舶保安情報の通報の際、特定海域 (東京湾、伊勢湾、紀伊水道、豊後水道及び関門海峡をいう。以下同じ。) に入域する場合は、入域する位置を○印で囲み、予定日時を記載してください。

複数の特定海域に入域する場合は、最初に入域する特定海域について記載してください。

6. 貨物情報

① 本邦内での陸揚貨物の種類 (積荷地) ・数量

係留施設使用許可申請及び船舶保安情報の通報の際、入港予定港において陸揚予定の貨物の種類及び数量を記載してください。

船舶保安情報の通報の際は、当該貨物の積荷地を付記してください。

船舶保安情報の通報の際、入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚予定の貨物がある場合には、当該貨物の種類、数量及び積荷地を記載してください。

② 入港予定港における船積貨物の種類・数量

係留施設使用許可申請の際、記載してください。

7. 危険物情報

① 危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請の際、入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の「危険物情報」には、「積込む危険物」、「荷繰する危険物」に区分して、記載してください。

この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶内の積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記載してください。

なお、「開放」とは、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいいます。

船舶保安情報の通報の際、入港時の積載危険物の品名、積荷地、等級、容器等級、こん包の数及び正味重量を記載してください。

- ② 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高压ガス、非引火性非毒性高压ガス、毒性高压ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいいます。

また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載してください。

- ③ 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載してください。
- ④ 停泊場所指定願及び移動許可申請のみの申請を行う場合は、「危険物情報」の「入港時」の欄に、積載している危険物の情報を記載してください。
- ⑤ 危険物荷役許可申請、停泊場所指定願、移動許可申請に当たっては、「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えありません。

8. 危険物荷役情報

- ① 危険物荷役業者名・電話番号
危険物荷役許可申請の際、記載してください。
- ② 危険物荷役期間
危険物荷役許可申請の際、記載してください。

9. 保障契約情報

保障契約情報の通報の際、記載してください。

- ① 保障契約締結の有無
船舶油濁等損害賠償保障法で規定される保障契約が船舶について締結されているかどうか、○印で囲んでください。
「無」の場合、入港及び入域できませんのでご注意ください。
- ② 保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）
国土交通大臣から保障契約証明書の交付を受けている場合は、証明書右上の番号を記載してください。
また、条約の締約国政府から交付されたCLC証書、バンカー証書、ナイロビ証書を所持している場合は、交付した締約国政府の名称及び該当する書面の識別番号を記載してください。
（該当する番号がない場合は、締約国政府の名称のみ記載してください。）

※②と③は、いずれか一方に記載してください。

③ 保障契約証明書等を有していない場合

地方運輸局へ保障契約証明書交付申請書、保障契約書、国籍証書及び国際トン数証書等を提出し、保障契約証明書の交付を受けるか、各条約締約国から条約証書の交付を受けてください。

ただし、総トン数 100 トン以上 1000 トン以下の一般船舶（燃料油油濁損害）、総トン数 100 トン以上 300 トン未満の一般船舶（船骸撤去等の費用）については、以下のイ～ホを記載することで、保障契約証明書等に替えることが可能です。

イ. 保険者の氏名又は名称

保険契約を締結している保険者について記載してください。記載する保険者は告示で指定されている保険者（指定保険者）でなければなりません。

ロ. 保険の証書番号

保険の締結を証する書面（保険証券、保険証書等が該当）に記載してある証書番号（ない場合は保険契約番号）を記載してください。

ハ. 保険の有効期間

保険の有効期間を記載してください。

ニ. 保険が燃料油油濁損害及び船体撤去等の費用を担保しているか。

船舶油濁等損害賠償保障法第 4 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに、法第 5 0 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する損害のいずれも補填する保険契約になっているか、該当するものを○印で囲んでください。「していない」を囲んだ場合、入港できませんのでご注意ください。

ホ. 保険金額

保険金額を記載してください。特に上限が定められていない契約の場合は「無制限」と記載してください。

※②と③は、いずれか一方に記載してください。

④ 過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無

該当するものを○印で囲んでください。

10. 船舶保安情報

船舶保安情報の通報の際、記載してください。

① 船舶警報通報装置の有無

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第 5 条に規定されている「船舶警報通報装置」又は「船舶警報装置に相当する装置」が設置されている場合には「有」に○印を、設置されていない場合には「無」に○印を、また、「有」の場合であっても故障している場合には「故障」に○印を付けてください。

② 船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標船舶が実施する船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標のレベルを記載してください。

通報後に変更があった場合には、速やかに変更の通報を行ってください。

③ 通報日時・通報時の船舶の位置

海上保安官署に通報する日時及び通報時の位置を記載してください。

④ 船舶保安証書等の番号及び発給機関

船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の番号及び発給機関名を記載してください。

例：1 2 3 4 5 6 7 関東運輸局

⑤ 船舶保安統括者の氏名及び連絡先

船舶保安統括者又はC S Oの氏名及びこれらの者と2 4時間連絡がとれる電話番号を記載してください。

⑥ 船舶保安管理者の氏名及び職名

船舶保安管理者又はS S Oの氏名及び船内における職名を記載してください。

例：山田太郎一等航海士

⑦ 当分の間内航か

当分の間、国際航海を行わない場合には「はい」に○印を、国際航海を行う場合には「いいえ」に○印を付けてください。

「当分の間、国際航海を行わない場合」とは、国際航海船舶が日本に入港した後、国際航海を行う計画がないような場合をいいます。

⑧ 出港後に他の本邦の港へ入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻

最初の港を出港後、引き続いて日本の港に入港する場合には、その入港予定港の港名、係留施設の名称、入港予定時刻を記載してください。

⑨ 出港後に特定海域に入域する予定位置及び予定時刻

日本の港を出港した後に、特定海域に入域しようとする船舶は、特定海域の入港予定位置に○印を付け、入域予定時刻を記載してください。

入域する予定の海域が複数ある場合は、それぞれを記載してください。

⑩ 本邦の港への入港直前の過去1 0回の寄港に関する事項

日本の港に入港する前に入港した、直近の外国又は日本の寄港地1 0港までについて、イ～トの事項を次のとおり記載してください。

2 0 0 4年7月1日以前の寄港地についても、できる限り記載してください。

なお、直近1 0港の寄港地として、日本の港について記載する場合は、「経由港名」「経由港入港年月日」及び「経由港出港年月日」を除く他の項目の記載を省略することができます。

イ 経由国名

ロ 経由港名

ハ 経由港入港年月日

寄港地の港の入港年月日を記載してください。

ニ 経由港出港年月日

寄港地の港の出港年月日を記載してください。

ホ 経由港において実施した船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標

寄港地の港において、当該船舶が実施していた国際海上運送保安指標を記載してください。

ヘ 経由港において実施した船舶指標対応措置に加えて実施した措置の有無及びその内容

寄港地において、船舶の保安のため、船舶保安指標対応措置に加えて実施した措置を記載してください。

⑪ 航行速力

船舶の常用航行速力をノット単位で記載してください。

⑫ 航海中の異変等

船内において不審者・不審物を発見した等の特異事象がある場合、船内の監視装置が故障等した場合及び何らかの理由により保安措置を実施できない場合には、その旨を記載してください。

その他船舶の保安に関する参考事項を記載してください。

⑬ 北朝鮮の港への寄港の有無

日本船舶は2016年12月9日以後、日本船舶以外の船舶は2016年2月19日以後、北朝鮮の港へ寄港している場合は、「有」に○印を付け、寄港日及び寄港地を記載してください。

北朝鮮の港へ寄港していない場合は、「無」に○印を付けてください。

⑭ 乗組員名簿

乗組員に関する事項（乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名）を名簿に記載の上、添付してください。

⑮ 旅客名簿

旅客を乗船させており、旅客名簿を添付している場合は、「有」に○印を付け、旅客に関する事項（乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地）を名簿に記載の上、添付してください。

旅客を乗船させていない場合は、「無」に○印を付けてください。

旅客を乗船させる予定はあるものの、通報時までに旅客が確定せず、名簿を添付できない場合は、「未定」に○印を付けてください。